

指定管理者制度の有効活用に向けた運用指針

平成 2 3 年 8 月 5 日

名 張 市

第1 趣旨

この指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により設置する公の施設（以下「施設」という。）の管理に指定管理者制度を導入し、本制度の有効活用に向けた基本的な考え方を定めるものである。

第2 基本的な考え方

指定管理者制度については、平成18年度以降、市の施設に係る個別の条例のほか、名張市公の施設に係る指定手続等に関する条例（以下、「手続き条例」という。）名張市公の施設の指定管理者制度導入に関する指針（以下、「導入指針」という。）等により、その運用を行なっている。

平成15年9月の地方自治法の改正後、制度導入に際しては、各自治体で運用の工夫や仕組みづくりが行われているが、一定期間を経た中での留意点を含め、制度の適切な運用について、平成22年12月に総務省から自治体に対し、同法にもとづく助言が行われたところである。

本市では、市政一新プログラム-完結編-で本制度の効果的な活用をめざしているところであるが、施設の管理業務は指定管理者が行うとしても、市は指導・監督など施設の設置者としての責任を有しており、より一層、施設所管室を中心として、市として求められる役割を果たし、制度の有効活用に向けた取組みを進めていく必要があることから、本運用指針を策定する。

なお、各施設の制度導入及び更新にあたっては、導入手順や管理の方法等を示した導入指針並びに有効活用に向けた本運用指針に基づき制度の活用を図るものとする。

第3 指定管理者制度の有効活用に向けて

1 施設のあり方の検討と指定管理者制度

（1）各施設について、設置目的、市民ニーズ、社会状況、市の役割、利活用の実態などのほか、市の政策・施策の展開、関連する事業の計画や実施状況等の総合的な観点から、統合や廃止、民営化を含めた施設のあり方を常に検討する。

（2）指定管理者制度は、個々の施設について、制度を導入するかしらないか、さらには法に基づき、どのように有効に活用していくかを含め、地方公共団体の自主性に委ねられた制度であることを十分に認識したうえで、指定管理者制度を積極的に活用する。

（3）指定期間を終え、再度指定手続を行う際は、改めて施設のあり方から検討する。

2 指定管理者制度の有効活用の検討

(1) 指定管理者制度の更新を行う場合は、新規導入の場合と同様、施設所管室は以下の確認や検討を十分行う。

- ア 施設の設置目的や現状の管理のあり方
- イ 施設を規定している個別法、関連法令
- ウ 施設の効果的、効率的な運営
- エ 他の自治体を含めた類似施設、先行事例
- オ 市民サービスの向上

(2) 指定管理者制度を活用する場合は、募集・選定手続き開始前に施設の管理の方針を作成し、制度活用により期待できる効果や指定管理業務の基本事項を明確にする。

(3) 指定管理者の公募等の際して、施設の個別条例に定めている業務を構成する個々の業務内容や処理方法、達成水準など、制度を有効活用する上で重要なポイントになることを理解して業務仕様書を作成する。

なお、業務仕様書の作成にあたっては、非公募による施設も含め、施設運営（事業）の各々の対象業務を明確にすること。

(4) 指定管理料は、指定管理者に行わせる業務の範囲や内容、管理業務やサービス等に対する要求水準をもとに、あらかじめ管理に必要と考えられる経費総額を積算するとともに、利用料収入等を勘案し、設定する。

なお、指定管理業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など、指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めないこととする。

3 指定管理者の候補者選定

(1) 指定管理者の候補者は、手続き条例により、また、導入指針に示す方法を基本に、個別の施設において必要とする事項を加味し選定する。

(2) 指定管理者の募集にあたっては、市内に事業所を有する法人その他団体（以下「市内業者」という。）のみで競争環境が確保できると予想される場合は、地域経済への配慮や市内業者育成の観点等から、原則として応募資格を市内業者とする。

- (3) 指定管理者の選定は、単なる価格競争による入札で応札者を求めるものではなく、最も適切なサービスの提供者により施設の管理運営ができることをめざす。
- (4) 施設管理の的確な遂行の観点から、指定管理者による管理運営においては、労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意する。
- (5) 施設や業務の性格等から非公募とする場合は、その理由を明確にする。

4 指定期間

施設のあり方や管理運営の適正化の視点から、定期的に見直す機会を設けるため、原則 3 年～ 5 年とする。

5 指定管理業務の効果的な運用

- (1) 業務内容のほか、当該施設の目的及び効果について、指定管理者と共通の認識を持つとともに、意見交換を行い、サービスの向上に努める。
- (2) 施設の適正な管理運営を確保するため、施設所管室は指定管理者の管理運営状況や業務継続能力を随時把握し、監督する。
- (3) 指定管理者の創意工夫を十分発揮させるため、施設の柔軟な運用に努める。
- (4) 管理運営及び制度運用の改善に資するため、利用者の意見等も踏まえた上で、指定管理者の管理運営状況を評価し、結果を公表する。